

○公職選挙法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文  
 ○公職選挙法施行規則（昭和二十五年四月二十日総理府令第十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等）                  第十七条の五 公職の候補者（前条第一項の届出をした者に限る。次条及び第十七条の七第一項において同じ。）は、令第九十九条の四第二項第二号ロ、第九十九条の七第二項（令第九十九条の八において準用する場合を含む。第十七条の八第一項において同じ。）、第一百十条の二第二項（令第一百十条の三及び第二百二十五条の三において準用する場合を含む。第十七条の八第一項において同じ。）又は第一百十条の四第二項の規定による確認を受けようとする場合には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に対し確認申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する確認申請書は、別記第二十八号様式の四に準じて作成し、同項の確認は、別記第二十八号様式の五に準じて調製する確認書を用いてしなければならない。</p> <p>（新聞広告）                  第十九条（略）                  25（略）</p> <p>6 衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙においては、第一項又は第二項の規定による新聞広告は、これを掲載しようとする新聞紙に主としてその発行区域の一</p>	<p>（選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等）                  第十七条の五 公職の候補者（前条第一項の届出をした者に限る。次条及び第十七条の七第一項において同じ。）は、令第九十九条の四第二項第二号ロ、第九十九条の七第二項（令第九十九条の八において準用する場合を含む。第十七条の八第一項において同じ。）、第一百十条の二第二項（令第一百十条の三及び第二百二十五条の三において準用する場合を含む。第十七条の八第一項において同じ。）又は第一百十条の四第二項の規定による確認を受けようとする場合には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会                  参議院合同選挙区選挙管理委員会）に対し確認申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する確認申請書は、別記第二十八号様式の四に準じて作成し、同項の確認は、別記第二十八号様式の五に準じて調製する確認書を用いてしなければならない。</p> <p>（新聞広告）                  第十九条（略）                  25（略）</p> <p>6 衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙においては、第一項又は第二項の規定による新聞広告は、これを掲載しようとする新聞紙に主としてその発行区域の一</p>

部に関する記事を掲載する紙面の設けがあり、かつ、当該発行区域の一部が当該選挙の選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）の属する都道府県（候補者届出政党にあつては、その届けた候補者に係る選挙区を包括する都道府県）の全部の区域（参議院合同選挙区選挙にあつては、当該選挙区の区域内の都道府県のうちいずれか一の都道府県の全部の区域）を包含している場合には、全国又はその発行区域の全部にわたる記事を掲載する紙面には、これを掲載することができない。

7  
1 1  
（略）

（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に係る選挙公報）

第二十一条 衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙公報に係る法第六十九條第三項後段に規定する総務省令で定める寸法は、次の各号に掲げる当該選挙区における衆議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める寸法とする。

一 四（略）

2 参議院比例代表選出議員の選挙における選挙公報に係る法第六十九條第三項後段に規定する総務省令で定める寸法は、次の各号に掲げる参議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める寸法とする。

一 四（略）

第十四号様式

その一

（略）

選挙管理委員会委員長（選挙長・選挙分会長） 氏名あて

その二

部に関する記事を掲載する紙面の設けがあり、かつ、当該発行区域の一部が当該選挙の選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）の属する都道府県（候補者届出政党にあつては、その届けた候補者に係る選挙区を包括する都道府県）の全部の区域を包含している場合には、全国又はその発行区域の全部にわたる記事を掲載する紙面には、これを掲載することができない。

7  
1 1  
（略）

（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に係る選挙公報）

第二十一条 衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙公報に係る法第六十九條第二項後段に規定する総務省令で定める寸法は、次の各号に掲げる当該選挙区における衆議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める寸法とする。

一 四（略）

2 参議院比例代表選出議員の選挙における選挙公報に係る法第六十九條第二項後段に規定する総務省令で定める寸法は、次の各号に掲げる参議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める寸法とする。

一 四（略）

第十四号様式

その一

（略）

選挙管理委員会委員長（選挙長） 氏名あて

その二

(略)

第二十七号様式

その四

(略)

備考

- 1 この様式は、衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の場合の様式である。
- 2 当選人及びその他の候補者の氏名の記載については、その一の備考3に準ずる。
- 3 参議院合同選挙区選挙の選挙分会録は、この様式に準じて選挙分会長が調製するものとする。
- 4 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考4に準ずる。

その九

(略)

備考

- 1 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙の無投票当選の場合の様式である。
- 2 無投票当選の事由及び当選人となるべき候補者で当選の決定を受けなかったものに関する事由は、明確に記載するものとする。
- 3 衆議院名簿登載者の数の記載については、その二の備考3に準ずる。
- 4 当選人を決定する場合における当選人となるべき順位等については、添付書類に記載するものとする。

(略)

第二十七号様式

その四

(略)

備考

- 1 この様式は、衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の場合の様式である。
- 2 当選人及びその他の候補者の氏名の記載については、その一の備考3に準ずる。
- 3 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考4に準ずる。

その九

(略)

備考

- 1 この様式は、衆議院比例代表選出議員の選挙の無投票当選の場合の様式である。
- 2 無投票当選の事由及び当選人となるべき候補者で当選の決定を受けなかったものに関する事由は、明確に記載するものとする。
- 3 衆議院名簿登載者の数の記載については、その二の備考3に準ずる。
- 4 当選人を決定する場合における当選人となるべき順位等については、添付書類に記載するものとする。
- 5 選挙分会録は、この様式に準じて選挙分会長が調製するものとする。

5| この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載について、その一の備考4に準ずる。  
(添付書類)  
(略)

第二十八号様式

(略)

平成何年何月何日

中 央 選 挙 管 理 会

委員長

何 選挙管理委員会

氏 名 印

(略)

第二十八号様式の六

その一

(略)

備考

1～5 (略)

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては3台以上)の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては2台)に限られていますので、その指定をした1台(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては2台)。各証明書1枚につき1台)のみについて記載してください。

とする。

6| この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載について、その一の備考4に準ずる。  
(添付書類)  
(略)

第二十八号様式

(略)

平成何年何月何日

中 央 選 挙 管 理 会

委員長

何 都道府県(何郡(市)町(村))選挙管理委員会

氏 名 印

(略)

第二十八号様式の六

その一

(略)

備考

1～5 (略)

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては3台以上)の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては2台)に限られていますので、その指定をした1台(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては2台)。各証明書1枚につき1台)のみについて記載してください。

7 (略)

その三  
備考

1～5 (略)

6 同一の日において2人以上(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては選挙運動用自動車1台につき1人までとし、合計3人以上)の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては選挙運動用自動車1台につき1人までとし、合計2人)に限られていますので、その指定した1人(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては2人。各証明書1枚につき1人)のみについて記載してください。

7 (略)

第二十八号様式の七

(略)

備考

1～3 (略)

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)枚数

- イ 衆議院小選挙区選出議員の選挙 35,000枚
- ロ 参議院選挙区選出議員の選挙 35,000枚+2,500枚×(当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数-1)

7 (略)

その三  
備考

1～5 (略)

6 同一の日において2人以上(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては選挙運動用自動車1台につき1人までとし、合計3人以上)の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては選挙運動用自動車1台につき1人までとし、合計2人)に限られていますので、その指定した1人(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては2人。各証明書1枚につき1人)のみについて記載してください。

7 (略)

第二十八号様式の七

(略)

備考

1～3 (略)

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)枚数

- イ 衆議院小選挙区選出議員の選挙 35,000枚
- ロ 参議院選挙区選出議員の選挙 35,000枚+2,500枚×(当該都道府県内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数-1)

- (2) (略) ハ 参議院比例代表選出議員の選挙 150,000枚

第二十八号様式の八

(略)

備考

1) 3 (略)

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

イ 衆議院小選挙区選出議員の選挙 70,000枚

ロ 参議院選挙区選出議員の選挙 100,000枚+1

5,000枚×(当該選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数-1)ただし、300,000枚を超える場合には300,000枚

- ハ 参議院比例代表選出議員の選挙 250,000枚

第二十八号様式の九

その二

(略)

備考

1) 3 (略)

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 数 4 (参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙

区選挙にあつては8)

(2) (略)

- (2) (略) ハ 参議院比例代表選出議員の選挙 150,000枚

第二十八号様式の八

(略)

備考

1) 3 (略)

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

イ 衆議院小選挙区選出議員の選挙 70,000枚

ロ 参議院選挙区選出議員の選挙 100,000枚+1

5,000枚×(当該都道府県内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数-1)ただし、300,000枚を超える場合には300,000枚

- ハ 参議院比例代表選出議員の選挙 250,000枚

第二十八号様式の九

その二

(略)

備考

1) 3 (略)

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 数 4 (参議院比例代表選出議員の選挙

にあつては8)

(2) (略)

その三

(略)

備考

1 ～ 3 (略)

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれ  
の契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 数 5 (参議院合同選挙区選挙にあつては10)

(2) (略)

その三

(略)

備考

1 ～ 3 (略)

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれ  
の契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 数 5

(2) (略)